

社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会飯塚支所指定居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 この運営規程は、社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会が運営する指定居宅介護支援事業所および介護予防支援受託事業（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項等を定め、要介護者等からの相談に応じ、および要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等をもとに、居宅サービスおよび介護予防サービス、または施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業所および指定介護予防サービス事業所、地域包括支援センター、医療機関、介護保険施設等、との連絡調整その他の援助を行うことを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所の運営方針については、次のとおりとする。

- （1）事業所の従事者は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- （2）事業所の従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択にもとづき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- （3）事業所の従事者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所および指定介護予防サービス事業所に不当にかたよることのないよう、公平中立に行う。
- （4）事業の運営に当たっては、事業実施区域の市町（飯塚市、嘉麻市、桂川町）、地域包括支援センター、医療機関、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会飯塚支所指定居宅介護支援事業所
- （2）所在地 福岡県飯塚市柏の森956番地4

（職員の種類、員数、および職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、および職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤）

管理者は、主任介護支援専門員であって、所属職員を指導監督し、適切な事業運営が行われるよう総括するとともに、介護支援専門員の職務に従事する。

- （2）介護支援専門員 常勤3名以上とし、業務の状況に応じて増減員する。

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、および要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等をもとに、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業所および指定介護予防サービス事業所、地域包括支援センター、医療機関、介護保険施設等との連絡調整等を行う。

(3) 補助職員

必要に応じ、管理者および介護支援専門員の業務を補佐する職員を若干名置くことができる。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、通常月曜日から土曜日までとし、12月29日から翌年1月3日までを除く。ただし、国民の祝日については、輪番制により出勤している職員による電話対応とする。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(居宅介護支援事業および予防介護支援の提供方法および内容)

第6条 居宅介護支援事業および予防介護支援の提供方法および内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所

事業所の相談室のほか、必要に応じて利用者の居宅

(2) 使用する課題分析票の種類

居宅サービス計画ガイドライン

(3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度

指定居宅介護支援事業においては少なくとも1月に1回、介護予防支援においては受託契約に定めるところにより、利用者の居宅を訪問し、利用者面接するものとする。その他必要に応じて随時訪問する。

(4) サービス担当者会議の開催場所

利用者の居宅にて、開催することを基本とするが、要介護者等の状態に応じて適宜開催場所を変更する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、飯塚市、嘉麻市、桂川町とする。

(利用料)

第8条 居宅介護サービス費および予防介護支援のうち、10割給付以外のものについては、次のとおりとする。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問する場合は、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、事業所から居宅までの片道距離1kmにつき20円の交通費を徴収する。

(2) その他費用の徴収が必要になった場合は、そのつど利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴収する。

(3) 利用料について支払いが困難な状況が生じた場合は、利用者等と管理者が協議のうえ、減額または免除することができる。

(緊急時等における対処方法)

第9条 事業所の職員は利用者の状態に急変、その他緊急事態生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講じるとともに、管理者の指示に従い、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る事業者等に連絡を行うものとする。

（衛生管理対策）

第10条 事業所は、感染症が発症またはまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従事者については、適宜に健康診断等を実施する。

（苦情処理）

第11条 利用者やその家族から苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに職員間で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」による。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）上記措置を適切に実施するために担当者を配置する。

（身体拘束等の適正化の更なる推進のための措置に関する事項）

第13条 事業所は、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、以下の措置を講じる。

- （1）身体拘束の適正化の更なる推進のための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）身体拘束等の適正化の更なる推進のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、身体拘束等の適正化の更なる推進のための研修を定期的実施する。
- （4）上記措置を適切に実施するために担当者を配置する。

（秘密保持）

第14条 職員は業務上知りえた利用者または家族の秘密を保持する。

- （1）職員であった者に業務上知りえた秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用契約の内容とする。
- （2）個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律にもとづき国が示した指針「福祉関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン」に即して行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第15条 事業の社会的使命を充分認識し、常に職員の資質向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

（委任）

第16条 この規程に定める事項の他、事業の運営に関する重要事項は飯塚市社会福祉協議会会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年3月24日から施行する。

この規程は、平成18年4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年3月 1日から施行する。

この規程は、平成21年7月 1日から施行する。

この規程は、平成26年4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

この規程は、令和 3年4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年4月 1日から施行する。

居宅介護支援事業重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的	本事業は、要介護者等からの相談に応じ、および要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等をもとに、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業所、医療機関、介護保険施設等との連絡調整その他の援助を行うことを目的とします。
(3) 事業所名	社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会 飯塚支所 指定居宅介護支援事業所
(4) 指定番号	4071800017
(5) 開設年月日	平成18年3月24日
(6) 所在地	福岡県飯塚市柏の森956番地4
(7) 連絡先	電話番号 0948-24-4980 ファックス番号 0948-21-4020
(8) 管理者の氏名	永田 智美
(9) 営業日	月曜日から土曜日まで。
(10) 営業時間	午前8時30分から午後5時まで
(11) 休業日	日曜日・国民の祝日・12月29日から翌年1月3日まで
(12) 休業日・営業時間外及び緊急時の対応	休業日・営業時間外であっても、24時間連絡が取れ、必要に応じ居宅介護支援を提供します。(転送電話にて対応 0948-24-4980)
(13) 事故発生時の対応	事故が発生した場合には、速やかにご家族、市町村等に連絡を取り、必要な措置を講じます。
(14) 事業の実施地域	飯塚市、嘉麻市、桂川町
(15) 職員体制	管理者 1名(常勤・主任介護支援専門員) 介護支援専門員 常勤3名以上とし、業務の状況に応じて増減員します。
(16) 事業所体制加算	初回加算、特定事業所加算(Ⅱ)、入院時情報連携加算、退院・退所加算、通院時情報連携加算、緊急時等居宅カンファレンス加算、ターミナルマネジメント加算
(17) 事業所の運営方針	①利用者が要介護状態になられた場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。 ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択にもとづき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。 ③利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当にかたよることのないよう、公平中立に行います。 ④事業実施地域の市町(飯塚市、嘉麻市、桂川町)、地域包括支援センター、医療機関、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。

2. 事業者（法人）の概要

(1) 法人名	社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会
(2) 代表者名	会長 渡辺 康臣（令和4年10月7日就任）
(3) 法人所在地	福岡県飯塚市柏の森956番地4
(4) 連絡先	電話番号 0948-23-2210 ファックス番号 0948-23-2262
(5) 法人の他の事業	① 特別養護老人ホーム筑穂桜の園（診療所を含む）の経営 ② 訪問介護事業の経営（総合事業を含む） ③ 居宅介護支援等事業の経営 ④ 通所介護事業の経営（総合事業を含む） ⑤ 地域包括支援センター事業 ⑥ ヤングケアラー訪問支援事業 ⑦ 認定調査事業（要介護・障害支援区分） ⑧ 障害福祉サービス事業の経営 ⑨ 障害児通所支援事業の経営 ⑩ 障害者相談支援事業の経営 ⑪ 地域支援事業 ⑫ 留学生受入事業 ⑬ 介護予防支援事業 ⑭ その他この法人の目的のため必要な事業

3. サービス内容

(1) 居宅サービス計画の作成

要介護者等からの相談に応じて居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境を把握したうえで、居宅サービス、その他必要な保健医療サービス等が提供されるよう配慮して、自立支援のための居宅サービス計画を作成します。

(2) 居宅サービス計画作成後の援助

①少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接します。その他必要に応じて随時訪問します。

②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、居宅サービス事業所との連絡調整を行います。

(3) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望された場合、または事業所が計画の変更が必要と考える場合は、利用者と事業所双方の合意にもとづき、自立支援に資する範囲において計画を変更します。

(4) 介護保険施設の紹介

利用者が介護保険施設への入所を希望される場合、または事業所が居宅において日常生活を営むことが困難となったと考える場合は、介護保険施設の紹介等を行います。

4. 利用者負担金

(1) 居宅介護支援サービスについては、通常は利用者の自己負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護報酬を受け取ることができない場合は、介護報酬相当額をお支払いいただくこととなります。この場合、事業所が発行しますサービス提供証明書をお住まいの行政窓口へ提出いただきますと、全額払い戻しを受けることができます。

(2) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問する場合は、それに要する交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合は、通常の実施地域から居宅までの片道距離1kmにつき20円の交通費をいただきます。

5. サービスの利用に関する留意事項

・プランに位置付ける事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は事業所に不当に偏することがないように公正中立に行い、利用者は複数の居宅サービス事業所等の照会を求めることができます。また、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者などの選定理由について説明を求めることができます。

・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙「同意書」のとおりです。

・指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めることができます。また、利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるように、入院時に持参する医療保険証、またはお薬手帳などに当事業所名および担当介護支援専門員が分かる様に名刺を合わせて保管しておいていただきますようお願いいたします。

（１）介護支援専門員の決定

サービス提供開始時に、事業所が担当介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交替

①利用者からの申し出による交替

利用者が介護支援専門員の交替を希望される場合は、当該介護支援専門員が業務上不適任と認められる事情、その他交替を希望する理由を示し、交替を申し出ることができます。ただし、利用者の指名による介護支援専門員の交替には応じかねます。

②事業所からの申し出による交替

事業所の都合により介護支援専門員を交替することがあります。この場合は、サービス利用上の不利益が利用者には生じないよう充分配慮します。

（３）犬等ペットの管理について

サービス提供時、犬等ペットの放し飼いは居宅介護支援の妨げになります。ケージ内での管理又は安全な場所でリードにつなぐ等の配慮をお願いいたします。

また、万が一、ペットにより職員が負傷した場合は、治療費等を請求させていただく場合があります。

（４）駐車場の確保について

訪問時は車で伺います。駐車場がない場合、サービス提供に困難をきたしますので必ず駐車場の確保をお願いいたします。有料駐車場の場合、駐車代金の負担をお願いいたします。

（５）利用者及び利用者の家族等の禁止事項

① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く

② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽な要求をする

③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的嫌がらせ行為）

例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

6. 相談窓口・苦情対応

（１）事業所窓口	担当者 永田 智美 連絡先 電話番号 ０９４８－２４－４９８０ ファックス番号 ０９４８－２１－４０２０
（２）保険者窓口	①飯塚市役所 介護保険課 連絡先：飯塚市新立岩５番５号 電話 ０９４８-２２-５５００ ファックス ０９４８-２５-６２１４

	②嘉麻市役所 高齢者介護課 連絡先：嘉麻市上山田392 電話 0948-53-1182 ファックス 0948-83-6039 ③福岡県介護保険広域連合 田川・桂川支部 連絡先：嘉穂郡桂川町土居360 電話 0948-65-1151 ファックス 0948-65-4405
(3) 国民保険団体連合会窓口	福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護保険係 連絡先：福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号 092-642-7859 ファックス 092-642-7857

7. その他

事業所では、利用者の身体や財物に損害を与えた場合に備えて、在宅福祉サービス総合補償（契約者：社会福祉法人全国社会福祉協議会、引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社）に加入しています。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始に際して、本書面にもとづき重要事項の説明を行いました。

事業所 住 所 福岡県飯塚市柏の森956番地4

事業所名 社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会 飯塚支所
指定居宅介護支援事業所

説 明 者

私は、本書面にもとづき事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名

家族及び代理人 住 所

氏 名

（利用者との関係： ）